

## 三笠公園管理要綱

### (総則)

第1条 三笠公園(以下「公園」という。)の管理については、都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号。以下「条例」という。)及び都市公園条例施行規則(昭和34年横須賀市規則第13号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (開園時間)

第2条 公園の開園時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 4月から10月まで 午前8時から午後9時まで

(2) 11月から翌年3月まで 午前9時から午後8時まで

### (立入禁止区域)

第3条 条例第8条第7号に定める立入禁止区域は、公園内における次に掲げる区域のうち別図青色部分のとおりとする。

(1) 壁泉

(2) 噴水

(3) 岩清水

(4) さざなみの階段

(5) せせらぎ

(6) 池と花壇

(7) 円形噴水池

### (禁止行為)

第4条 条例第8条第10号に定めるその他都市公園の管理上支障がある行為は、公園内における次に掲げる行為とする。ただし、市長が特に認めた者は、この限りでない。

(1) 海釣りをすること。

(2) 野外ステージにおいて、他の人の迷惑となる音量で演奏すること。

### (野外ステージ)

第5条 野外ステージは、音楽、演劇、舞踏その他これらに類するものを行う場合にその利用に供するものとする。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

### (野外ステージの利用時間)

第6条 野外ステージの利用時間は、次のとおりとする。

期 間	時 間
4 月 から 10 月 まで	午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、7 月 及び 8 月 は、午後 7 時まで。)
11 月 から 翌 年 3 月 まで	午前 10 時から午後 4 時まで

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

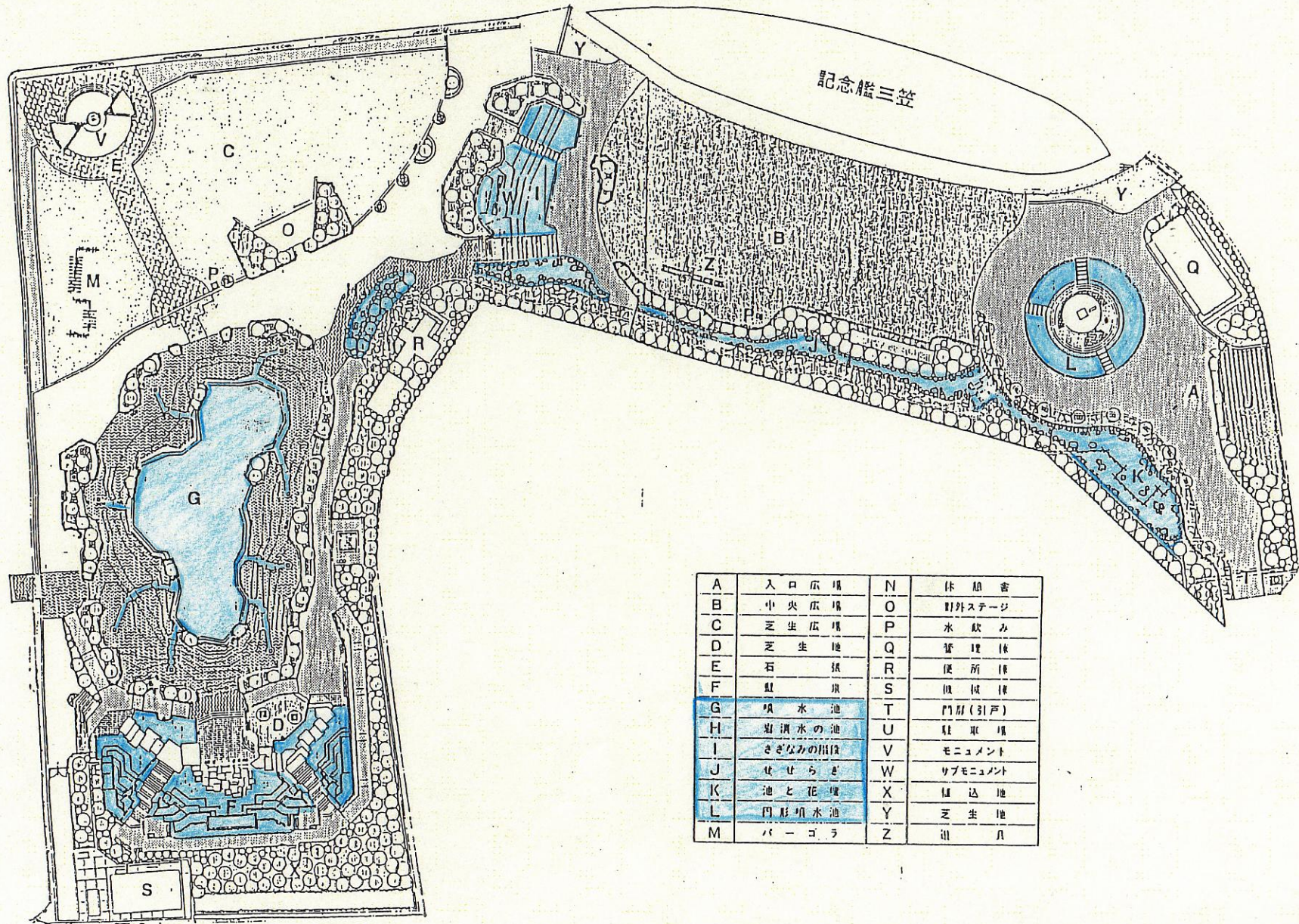
附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

立入禁止区域



三笠公園平面図



A	入口広場	N	休憩舎
B	中央広場	O	野外ステージ
C	芝生広場	P	水飲み
D	芝生地	Q	管理棟
E	石 径	R	便所棟
F	甃 地	S	旗 幟 棟
G	噴水池	T	門扉(引戸)
H	岩湧水の池	U	駐車場
I	さざなみの階段	V	モニュメント
J	せせらぎ	W	リブモニュメント
K	池と花壇	X	植込地
L	円形噴水池	Y	芝生地
M	バーコラ	Z	遊 具